

発行所〓社会通信社 発行人〓滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299―5367

郵便振替〓〇〇―〇〇―九―五八四三一 労金〓中央労金本店No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

世界経済とコロナウイルス

伊勢 太郎：2

京都市長選はなぜ勝てなかったか？

山村 竜：3

―「技術は法則を越えられない」―

被災原発を次々と再稼働へ

原野人：7

―日本原電東海第二原発と東北電女川原発―

「指定管理者」と「会計年度任用職員」

山下 俊幸：9

―公務員労働者全員の正規職員化を(2)―

資本主義社会における「分配」

中澤 秀行：11

―No.1308号、原・滝野論文を読んで―

◇資料1 新潟県本部の意見書

：12

―「第4号議案」、「第5号議案」について

◇資料2 原野人の意見書

：15

―岡崎宏美委員長ほか中執の皆さんへ

読者からのおたより

：16

刊旬 社会通信

NO.1309

二〇二〇年四月一日号

二〇二〇年四月一日発行
(毎月一日・二五日二回発行)

世界経済とコロナウイルス

「コロナ」が世界の金融・証券・商品市場を直撃した。日本株は最高値（1月20日）の2万4083円から1万7431円（3月13日）へと6652円、米株は2万9551ドル（2月12日）から2万3185ドル（3月13日）へと6366ドルも暴落した。世界恐慌再来かとエコノミスト（金融市場人）は恐怖にかられる。株を手放し金地金、国債を買う。国債の利回りは低下し、金の価格は上がる。為替相場は政府の政策への思惑と投機でくるくる変わる。1ドル101円台に突入（3月9日）した円・ドル相場は、1ドル108円台（3月13日）となった。他方、原油価格は下がった。「実体経済」（生産資本）への影響は避けられない、との思惑である。

日本株の時価総額は1月20日の660兆円から3月13日の476兆円へと、184兆円が泡と消えた。184兆円は架空、見せかけの富である。金融市場人は蓄積・集積された剰余価値の分配をめぐり闘争する。金融・商品・証券取引市場は政府・権力公認の賭場である。

賭場に世界の中央銀行でもっとも熱心なのが、日銀である。日銀は2010年、ETF（上場投資信託）という金融商品に、株式相場に手をそめた。当時の株価は1万円前後、国家が証券・株式市場に介入し、株価値上げをもくろんだ。株価は上がらない。安倍は2013年、ETFの購入枠を拡大、金融の量的緩和をおこなった。円は安くなり輸出が伸びた。ETFの買い入れ枠を6兆円にまで拡大したのは株価が急落した2016年だ。政府の介入は株価にプラスに作用した。投機の熱狂である。

世界市場は20世紀後半の「大反動」で活気づいた。世界のGDP（国内総生産）は、95年の31兆ドルから2013年77兆ドルへ、250%もふくらんだ。日本は1995年のGDP544兆円から2016年には494兆円に縮んだ。過剰生産によるダラダラした慢性的不況（恐慌）―これが「デフレ」の正体―である。21世紀、経済力が下がったのは日本だけだ。だから、貨幣は利子付資本に殺到したのだ。

世界市場の拡大は2014年以降、縮小に転じた。米・EU経済も長期停滞の時期に入る。金融人は手っ取りばやい儲けに突き進む。ランプがそれをあおり先導した。そこを「コロナ」が直撃したのである。

富は自然と自然に働きかける人間の労働が生む。商業資本、貨幣資本は生産資本の活動を高め、剰余価値生産に作用する。しかし、剰余価値を生むことはない。独占資本の段階の資本主義は腐敗・墮落した資本主義である。思惑そして投機が大きな役割を占める。レーニンが帝国主義論でいった「寄生」である。世界経済は、生産資本の動向を分析し、正しい結果が得られる。エコノミストⅡ金融市場の投機屋たちは、産業や世界市場の動きからではなく、逆に金融市場および証券市場の動向からしかみない。株価が上がった、したがって企業価値がふえた。だから世界経済は順調だ、発展・前進してると。

投機を業とする金融業が、資本主義を支配するまでに強く、大きくなった。彼らの強慾、蓄積欲は昔の高利貸と変わらない。貨幣は貨幣を生む資本と考える。そんな「高

利貸国家」の背景で、生産資本の過剰生産が世界経済を窒息させている。それが「デフレ」である。資本主義は生産力と生産関係の矛盾が、労働者階級の組織と力で、一気に崩れるまで大きく、強くなっていることが、株価暴落の真の姿である。

(伊勢 太郎)

京都市長選はなぜ勝てなかったか？

「技術は法則を越えられない」

本年2月2日の京都市長選挙の総括論議が本格的に始まっている。久しぶりに京都府知事選・京都市長選で革新・民主陣営が勝利できるのか、できれば1974年の蛭川虎三候補最後の選挙の日以来。全国的にも関心が集まり、選挙戦にも熱が入り、投票率も前回より5・03%高まった。

だが結果は予想以上の大差(門川大作市長21万640票対福山和人16万1618票で4万9022票差)で現職が勝利し、12年前とほぼ同じメンバーだったものの、三つ巴僅差の大激戦(福山弁護士先の先輩格の新人・中村和雄弁護士が950票差で新人・門川候補に肉薄)とはならなかった。なぜか。いくつかの「総括」を読んだが、京都で永年労働運動・政治的な運動を経験した者としては、それらの総括に違和感がぬぐいがたい。今後の運動、政治革新のために、あえて総括論議に一石を投じたい。

〈歴史を踏まえること〉

「京都(市)の共産党は日本一強い」という。京都市上京区釜座の京都府庁前の共産党京都府委員会の凜と立つビルを見ると、他府県から来られた、とくに同じ共産党員には、感慨深いものがあるのだろう。ましてや、先般立派な新築のビルに建て替わり、巨大ビル林立の昨今でも共産党都道府県組織でああいうビルを建てて、と人の目を見張らせる。

京都では共産党が強く、かつ昔で言えば日本社会党、今で言えば立憲民主党も(国民民主党はもちろん)社民党も反共で「右」が強く、連合京都が絶対に共産党系と共闘しないように縛りをかけている。問題の根本はかつて言えば日本社会党・総評ブロックの左派、今でいえば新社会党や全労協や社民党の左派と平和フォーラムの左派が弱すぎることだ。

それで、共産党に首長を渡してはいけないという連合の圧力で、府知事も京都市長も府内の多くの首x長選でも自公と相乗り反共で統一、自民党にくつついていくという国政との「ねじれ」が京都では日常茶飯事になってしまっている。

そうするとそこには行けない新社会党が共産党系の候補者を推し、革新無所属・無党派の人たちが共産党支持者になってしまい、ますます新旧社会党左派系は先細るといふ最悪のパターンで推移していくという状況となってしまう。もちろんすべてではないが。

1974年、蛭川虎三候補を担いだ最後の知事選挙で、日本社会党中央執行委員会は蛭川推薦を決定した。党内左派の人々の要望を受けた成田執行部の英断であった。ところでなんとその時の蛭川さんの対抗馬は、当時の日本社会党京都府本部の委員長

で現職の参議院議員で大病院の理事長だった。その自公民に推された候補者・大橋和孝参議を除名して、日本社会党中央本部の成田知己委員長が蜷川候補応援に入洛した。これを聞いただけで、隔世の感があるだろう。

現実には京都の社会党はこれで真二つとなり、翌75年春の統一自治体選挙で、1区で京都市議では社会党は1〜2議席しか実力のないところに（政令指定都市なので行政区単位の中選挙区制）、ことごとく左派2人と右派2人がぶつかり合い双方共倒れ、府議ではやっと1議席確保の所に1対1で激突して共倒れ、共産党の大躍進を招いたというのが、京都社会党の凋落の直接の原因である。

あとは当時の社会党内左派が共産党と労組内の役選などでも全面対決して、すべて消えていくなど言うことも多々あり（当時の京都の左派主流の指導部が悪かった。唯物史観ならぬ「ただもの史観」の指導者だと言われた）、民間労組も右派の委員長で共産党員が書記長で粘り強く共産党系の労組にまるごと仕立てていくなどして、まともな平和センター・フォーラムを作れず今や新社会党はもとより、「社民党もお呼びでない」右翼的京都市平和センターとなっている（社民党京都市連は門川候補を推薦して無党派の市民運動関係から怨嗟の的だった。立憲民主党もだが）。京都では。そして、連合京都などは野党共闘などもちろん論外という情勢で、平気で自民・公明と一緒にの首長選をやるようになっていく。

〈敵失で伸び、技術で大躍進してきた京都共産党〉

もつともつと他の要因ももちろんあるものの、直接的には75年春の日本社会党京都の敵失によって、少なくとも260万府民の中の150万市民が住む政令指定都市・京都市で、二けたの行政区で東山区などの人口減の所を例外として、複数の市議と最低一人の府議をもつ、盤石な体制を日本共産党は持てるようになり、今に至っている。蜷川知事を失っても、また皮肉にも失ったがゆえに。

昨夏の参院選でも定数2名の京都選挙区で、「連合艦隊」を打ち破り（連合京都の指導の下、立憲民主党候補に旧民進党系が一本化して共倒れ防止策を講じたが）、自民に次いでだが、共産党公認現職女性議員の2度目の当選を果たしたのは、記憶に新しいところだ。

私が言いたいのは京都共産党と言っても他府県と比して強いのは敵失であり、社会党があまりに反共が強く蜷川知事相手でも個人取引で「仕事」をして組織性がなく、ある程度存在していた左派（太田派の社会主義協会京都支部は関西でも全国でも有数であったし、70年代に三分裂する前の日本社会主義青年同盟の本部書記長を京都地本から太田派の人物が出していた）も思想性に乏しく、長期にわたる不屈の社会主義政党建設の視点と作風はなかったのである。そして、一度獲得した議席を共産党はむざむざ手放すことはなく、保守政党政権負けの世話役活動で支持票を固め今日まで維持させてきた。

ちなみに京都市議会京都市内部で11行政区・選挙区で共産ゼロは2区のみで、34議席中10議席で、29・4%の占有率。京都市議会でも67議席中1区のみ空白で、18議席確保し、占有率26・9%で社民党は久しくゼロであり、たまに1〜

2区で挑戦してもかなりの差で敗退している。新社会党は府議・京都市議は党結成以來挑戦も出来ていないし、緑の党や市民派無所属も何度か出ては敗退。

しかし、地域世話役・生活相談は保革の違いがあまりない分野であり、12年間の「現役」市長として市内隅々まで悪名もだが、名をはせた門川陣営にしてやられ、12年前は駆け出しだった「京都市」党首の維新の会の京都版のような、公務員攻撃に血道をあげる新自由主義丸出しの三極目の候補者にも、けっこうの票を残念ながら許してしまつて（村山祥栄元市議9万4859票、20・3%）、あの票差となつた。

選挙技術、地域の世話役活動の積み重ねで維持・堅持してきた勢力が、若干の市民運動や地域ユニオン運動を担う活動家たち、そしてれいわ新選組や新社会党、緑の党などをはじめとする勢力に応援されて挑戦した選挙であつた。

確かに最初、今回の市長選本番突入前のチラシを見て、いい意味で私はびっくりした。れいわ新選組の山本太郎代表や新社会党本部の岡崎宏美委員長などの名前・顔写真がばんと出て、福山陣営の街頭大演説会が組まれるというのである。選対中心メンバーの方のご努力がさぞかしあつたことと敬服するが、府立体育館での大集会で一時間半のうち、一時間是不破哲三共産党委員長の大演説で、知事選候補の顔も名前もたくさんの参加者の頭から消えてしまふ、というような集会を経験し尽くしてきたこれまでの支持者からすると、想像もできないチラシであつた。かつてなら私がこういうチラシを考え、内部からさえ一笑に付されるか、「弾圧」を受けていたであろうが、それだけ「あと1000票差をどう逆転するか、500票をどう埋めるか」に必死だ、ということがひしひしと伝わるものであつた。

しかし、いかんせん。問題はそういうレベルでは突破できない敵の布陣が敷かれていたのである。

〈現職自公相乗り候補には絶対にはできない運動〉

結論を急ごう。地域の世話役の積み重ねは大事だが、保革の別はあまり感じられない分野だし、量的差異で勝負するしかないものであり、大事だが量が少ないとただ単に負けてしまふ。次に発展できる独自のものはあまり残らない。これを越えるのは、結論を言えば労働運動を中心とした資本、とりわけ大企業・大独占との職場からの闘いである。理不尽な不当労働行為、その独占資本と結託・付度する当局も含めたところとの大衆的な闘いである。その中でこそ、労働者はめざめ、鍛えられ、活動家が誕生し、地域での選挙闘争も担える広範な支持者が広がっていく。全部とは言わないが、やはり活動家誕生はその大部分は今も昔も職場からの労働運動であり、活動家として鍛えられ視野を広げるのは市民運動、政治闘争によつてである。

今年で、総評解体・連合発足31年である。かつての蜷川知事選挙・富井京都市長選挙を担った京都府職労や京教組を中心とした「革新・民主陣営」の活動家も70〜90歳代となり、5・3や11・3の2〜3千人の憲法・円山野音集会（京都市東山区）の参加者7割を占めて豊饒（かくしゃく）として頑張つてはいるものの、現役職場ではその後継者の数はその最盛期とは比較にならない現状である。政治集会となれば、選挙の集会となれば円山野音や府立体育館で数千人を埋め尽くすことができても、

労働運動プロパーの春闘や秋年末闘争などでは、連合・京都総評の入居する3百人収容のラポール京都ホールで京都総評が決起集会をやつても、百数十名参加で閉古鳥が鳴く有様だ。労働争議支援での資本・当局への大衆的行動で数千人の京都駅前ヒューマンチェーンを取り組むなど言うことは、遠い昔話となっている。

もちろん、自治労連(京都府職労・京都市職労)と全教(京教組)と、かつての京都府医師会(これはもう自民党に鞍替えしている)と並んだ「蜷川御三家」の一定の部分がかなりかつてと比すれば少数化しても(それでも他県と比べれば両ローカル単産とも、絶対的には大きな組織だが)、全建総連加盟の京建労などが2万人近く組織建設し、この30年来力をつけてきているが、やはり建築職人の組合であり、職場の反合理化闘争や春闘ストライキで奮闘できる労組とは性格が違う。京都生協も経営側の不当労働行為による、かなりの労組員脱退というかつては考えられなかったことが発生しているし、京都医労連が相対的に力をつけているが、その闘いにはいろいろ限界が見られる。

結局、「京都で永年……」とか言いながら、結論はそんなことかと言われてしまうかもしれないが、K・マルクスが生涯の書、『資本論』第1巻の結語で述べた「資本主義的蓄積の一般的法則」、つまり搾取の強化への抵抗闘争こそが労働者を人間として、労働者として目覚めさせ、資本の搾取のからくりを打ち破る、それを付度する行政・国家権力機構への闘いに決起させるのである。これはどう努力しても、今回のように福山陣営の政策・公約をパクれても、自民・公明やそれと一心同体の現職市長陣営にはできない運動である。やらない運動である。

かつての60、70年代のように春闘・大幅賃上げを掲げ毎週円山野音数千人の決起集会と四条通・河原町通りのデモ行進や、反合理化・不当労働行為粉砕を掲げた数百人・数千人の資本・当局攻めがすぐにはできなくても、署名請願型の運動や政策対置路線(連帯ユニオン関西生コン支部のような大衆運動を伴った産別・大衆運動としてのそれではおおよそなく)に徹しているような運動に、やはり昔も今も「民主陣営」の中心であるローカルセンター・京都総評がとどまっている限りは、この「かつてないチャンスを生かしての革新・民主市政奪還」はできないだろう。

〈勝利をめざす〉

31年前までのような京都総評・社会党左派の中心的部隊であった全国金属・私鉄総連・全通は連合に取り込まれて無くなつても、全労連・全労協加盟の階級的民主的ローカルセンターのめざすべきものを組合員の生計費調査から「京都市内4人家族一か月48万円の生活費が必要」というようなことを政策対置するだけではだめだ。職場からのストライキをかけた闘い、労働争議支援の大衆行動で不当労働行為企業を追い詰め、社会的に孤立させる(JAL争議の京セラ・稲盛和夫JAL名誉顧問などへ等)闘いなどを軽視、反弾圧闘争を懸命に闘う連帯ユニオン関生支部との共闘などを異端視しているようでは、革新市政の奪還はおぼつかない。その反撃力を、根源的な力を養成する運動を怠っている、回避・忌避していると言っては言い過ぎだろうか。

ちなみに、京都市民260万人というのは述べたが、労働者数130万人と言われ、

連合京都8万人で京都総評は6万人である。連合対反・非連合の組織勢力比が、全国47都道府県で圧倒して京都が高いと言われている。京都市内だけに限ったその調査数はないが、もっとそれは高いだろう。

「技術は法則を越えられない」、反共におもねり、内ゲバを続ける日本社会党の府本部や全国の党の三分裂に乗じてかつての社会党票：革新票をかなり取り込むことはできて（96年総選挙、98年参議院選挙とその後）、体制側が懸命に全力投球（「京都に共産党市長はNO！」の新聞広告を最終盤に門川陣営が出した）してきているとき、法則無視での政党建設の術（すべ）や選挙技術だけでは勝てないのである。

(2020・3・6 山村 竜)

被災原発を次々と再稼働へ

―日本原電東海第二原発と東北電女川原発―

独占資本と国家は女川原発2号機も再稼働へ

経団連（会長 中西宏明日立会長）も安倍政権も、成長戦略の柱とした原発輸出がすっかり破綻すると、国内の原発の建て替えを目指す。先ずは電力資本のためにも再稼働に懸命である。国の内外で脱原発の声が強まっているにもかかわらず、経産省や原子力規制委員会は再稼働を促す。原発マネーはこれらの幹部にも流れる。

規制委員会は東北電力女川原発2号機の再稼働に必要な安全対策をまとめた審査書案を了承した。東日本大震災の被災原発としては、日本原子力発電の東海第二原発（茨城県）に続き二基目である。

大震災後、規制委が新規制基準に「適合」とする原発はこれで九原発一六基となる。このうち五原発九基が再稼働しているが、東北の被災地にある女川原発は特別である。東京新聞（19年11月28日）が報ずるように、女川町内では六百人以上が震災で犠牲になり、いまだ二百五十人以上が行方不明のままだ。

女川原発は東電福島第一、二原発と同様に被災した原発だ。女川原発は震災の震源に最も近く、約十三mの津波による浸水被害もあった。地盤は1m沈下した。2号機の原子炉建屋では、千力所以上でひびが見つかった。三基が自動停止した。2号機の原子炉建屋地下が浸水した。外部電源は五回線のうち四回線が遮断され、残る一回線でかろうじて冷温停止に持ち込んだ。もう一步のところ福島第一と同じ運命になるところだった。

東北電は、想定する最大の地震の揺れ（基準地震動）を震災前の五八〇ガルから一〇〇〇ガルに引き上げ、約三千四百億円を投じて、防潮堤のかさ上げに伴う地盤改良工事や、浸水防止壁の設置などに取り組んできた。しかし東日本大震災の最大の揺れの強さは二九三三ガル（宮城県栗原市）だった。

規制委は、肝腎の避難計画の妥当性を審査しない。このことに多くの住民が強い不安を抱くのは当然である。女川原発の敷地の一部がかかる石巻市などが策定した避難計画では、十四万五千人が自動車やバスに分乗し、仙台市などへ移動することになっ

ている。19年11月、石巻市民らが「渋滞が起きれば逃げられない。広域避難計画に実効性がない」として、市と県による「地元同意」の差し止めを求める仮処分を仙台地裁に申し立てている。

我々はこのような原発の再稼働は言語道断だと考える。規制委は実際には推進委であること、自民党政権や経産省などと同様に、独占資本の目先の利潤を人々の命の上に置く国家機関であることがいよいよ明らかになっている。

住民意思などかまわずに東海第二原発も再稼働へ

東海第二原発（茨城県）の再稼働をめざす日本原子力発電（東京）に、東京電力が2千2百億円も支援することを決めた。再稼働に必要な安全対策費などが膨らんだためと原発は大手電力に総額3千5百億円の支援を求めている。

これは三重に問題である。第一に、この原発は9年前に被災して、過酷事故寸前まで行ったことのある前科もちである。2011年3月11日の東日本大震災では原子炉が自動停止した。常用の外部電源も自動停止し、非常用ディーゼル発電機3台を起動して運転に必要な電源を確保したが、津波によってディーゼル発電機用海水ポンプが故障したため、ディーゼル発電機2台で原子炉冷却に必要な電源を確保した。その後外部電源が回復し、3月15日に原子炉水温が100℃未満の冷温停止状態となった。その間の注水と、水蒸気を逃すための弁操作の綱渡りの繰り返しで、冷温停止まできにかかった時間も通常の2倍以上であった。高さ6・1mの防波壁に到達した波の高さは5・4mで、もう少し波が高かったら、すべての電源が壊滅し、福島第一と同じ状態になっていたと推察される。日本原発は「冷却機能がすべて失われた」福島第一の事態になった可能性は否定できない」としている。東電と同じ沸騰水型で、しかも運転開始から41年もたっており、当然に廃炉とすべき老朽原発である。

第二に、関東地方には4千万人が、30キロ圏内には百万人が居住しており、それほどばかりかもし大事故が起きれば、福島県民に二重の深刻な被害をもたらす。再稼働には新協定によって、30キロ圏内の水戸市など6市村の同意が必要となっている。これらのことを無視して再稼働を前提にした工事を進めるのは、人間の命と尊厳をマフィアのごとく踏みにじっているというほかはない。

第三に、原発は9電力の出資で作られており、最大株主は東電ホールディングスであり、東電の事実上の子会社である。ここで発電できて電力需要の大きい関東地区に売りさばくことができるのは大きな魅力である。また東電柏崎刈羽原発の再稼働には新潟県民の抵抗が強い。その再稼働に弾みをつけるためにも原発の沸騰水型原発をぜひ再稼働させたいというのが本音であろう。

福島原発事故の刑事責任をめぐる先の裁判では、東電の旧経営者たちは無罪となった。2002年に国の地震調査研究本部が『長期評価』を公表し、福島の沖合でM8・2級の津波地震の可能性を指摘していた。これから試算された「最大15・7m」の津波の可能性を経営者たちは知りえていたのに、東京地裁は改善措置を怠ったままの運転をとがめずに、旧経営者を無罪とした。多くの人間の命よりも独占資本の利潤を上置く論理である。自民党も安倍政権も高級官僚もこの論理に立っている。

資本家の標語

「いつかは雷が落ちるに違いないとは知っていても、自分は黄金の雨を受け集めて、安全な場所へ運んでしまつてから、雷は隣人の頭にあたるということが、誰しも望むところである。後は野となれ山となれ！これがすべての資本家と、すべての資本家国民との標語である。だから資本は、労働者の健康と寿命とにたいしては、社会によつてそれに対する考慮を強制されないかぎり、何ら顧慮するところがない。肉体的および精神的な萎縮、早すぎる死、過度労働の責苦等に関する苦情にたいして、資本はこう答える。この苦しみは、われわれの楽しみ（利潤）を増すものであるのに、それがわれわれをなんで苦しめるといふのか？」（『資本論』岩波文庫版②159頁）
独占資本が支配する今日では、この標語はさらに苛烈となっている。（原 野人）

指定管理者制度と会計年度任用職員制度

―公務員労働者全員の正規職員化を（2）―

自治体労働者も非正規が増加

平成の30年間で、全国の市町村数は3245から、およそ半分の1718にまで減った。国の主導による「平成の大合併（1999〜2009）が進んだためだ。1989年（平成元年）4月時点では、市が655、町1999、村591。大合併の期間、国は手厚い財政支援で自治体を誘導、合併数は640件に達した。（2019年1月8日、東京新聞）

2003年に地方自治法の改定で「指定管理者制度」が導入され、これにより、自治体における非正規労働者が増加し始める。

2016年の最も身近な自治体である市町村の正規職員は約273万8337人。これに対して非正規職員は約64万3131人である（総務省2016・4・1現在の調査）。この非正規職員には、任期6ヶ月未満や週勤務20時間未満は含まれていない。従つて、非正規職員は実際にはもっと多く、3人に1人の非正規職員がいることになる。非正規職員は特別職非常勤（労組法適用）、一般職非常勤（地方公務員法適用）、臨時（アルバイト）の3種類あるが、ほとんどの自治体では、一時金も退職金も支給されない。また、正規職員より、非正規職員の方が多い自治体は2012年で43団体あり、長野県筑北村では、役場職員の7割が非正規職員であった。

国・地方公務員は、「指定管理者制度」による民間委託、嘱託職員・臨時職員・非常勤職員化が進み、非正規労働者は増加の一途といえる。非正規職員の組織化は、2018年10月現在で、1万4013人（自治労）。

・公立保育園の保育士の52%は非正規の保育士。クラス担任や主任を勤める非正規保育士もいる。新人の正規の保育士を研修するのはベテランの非正規の保育士。（増加する非正規公務員とはなにか）地方自治総合研究所）

・自治体では2020年度から「会計年度任用職員制度」が導入される。各自治体で

は2019年の3月議会か、6月議会で条例化されている。特別職非常勤職員を一般職非常勤職員として位置づけ「会計年度任用職員」と命名し、一時金も退職金(フルタイムのみ)も支給可能とするが、名前のとおり会計年度は1年単位であり、任用の更新が課題となる。雇い止めが危惧されている。

・非正規職員が半数以上の自治体

京都府南部(山城地域)の12市町村のうち、7市町で、全職員に占める非正規職員の割合が5割を超えている。非正規職員である嘱託職員、臨時職員なしに住民サービスが成り立たないのが実情。非正規労働者の割合が57%(2019年4月現在)と山城地域で3番目に高い木津川市は「保育士や学童保育(放課後児童クラブ)の支援員などの確保のため、非正規職員が多くなる」とする。

非正規職員は、役所の事務職や図書館司書、給食調理員など様々な職種で働いている。全国的に増加傾向にある。(2020年1月14日、京都新聞)

・長崎県佐々町(人口1万3000人余り) 役場や出先機関の職員287人のうち、65%が非正規の職員。高齢者の介護の相談窓口では、11人のうち9人が非正規で働く人たち。

町営の図書館でも：図書館 館長

「こちらは、みんな非常勤になりますけど。私を含めてですね。」館長以下、運営にあたる12人全員が非正規の職員です。なぜ、これほど多いのでしょうか。国の地方交付税が削減され、自治体の財政が厳しくなる一方、高齢化などに伴って、福祉サービスなど自治体が担う業務は拡大。限られた予算で要員を増やさねばならず、非正規の職員が増えたのです。

佐々町総務課山本勝憲課長「行政改革の中で、特にうちの場合は保育所とか幼稚園を持っていたので、その関係でどうしても非正規が増えた。実際、現場では(非正規職員が)いないと人が回らない。」職員の半数以上が非正規という市町村は、10年余りで7倍に急増しています。一方、明るみになってきたのは、正規の職員との待遇面の違いです。

佐々町の町営の保育所では、保育士32人中25人が非正規の職員。勤務時間が短いため、あえて非正規という働き方を選ぶ人も少なくありませんが、担任を受け持つなど、同じ業務や責任を担うことも多くなっています。

しかし、その待遇は：。正規の職員は昇給やボーナスなど各種の手当てがありますが、非正規の場合、給与は年齢や経験に関係なく、職種によって一律。正規の職員の手当にあたるものもありません。こうした格差をなくしようと、役場ではこれまでも非正規職員の給与の引き上げなどに取り組んできました。今回、処遇向上を目指して、通勤手当やボーナスなどの手当の支給を計画。その場合、経費は最大で年間5500万円が必要となる見通しです。限られた予算の中でどう確保していくのか、検討を重ねています。

(5500万円が)経常経費で続いていくので、その部分は確かに苦しい。ほかの

部分で、財政の部分で費用削減していく努力を今後も続けていかないといけない」

・非正規公務員、ボーナス出て月給減？ 保育士一斉退職も

地方自治体で働く非正規公務員の新しい制度、「会計年度任用職員」が来年4月から始まります。あいまいだった採用根拠を整理し、すべての非正規公務員をボーナス支給の対象にすることが目的だとされています。ところが、実態はボーナスを支払う代わりに月額を減らす自治体が目立ちます。「官製ワーキングプア」問題の解決につながるのか、疑わしくなっています。(朝日編集委員沢路毅彦)

・公立図書館で嘱託司書として働く女性は今年3月、新しい賃金制度の説明を受けた。新制度が始まるのは来年4月。「会計年度任用職員」に移るからだ。図書館を運営する自治体は、会計年度任用職員には半年に1回、1・3カ月分のボーナスを出すという。ところが、同時に月額報酬が約2万円減るとの説明を受けた。200万円台半ばの年収はほとんど変わらない。(2019年11月29日 朝日新聞)

・都道府県の非正規公務員に2020年度から賞与支給

共同通信のアンケートの結果によると、47都道府県の非正規職員は2016年で13万8000人。自治体全体の非正規職員は、64万3000人で事務職員、教員、保育士などが多い。平均月収は2017年度の事務職員で14万5000円。「官製ワーキングプア」とも呼ばれ、手当支給でも待遇は大きく改善しないと指摘もある。(2020年2月7日、山下 俊幸・つづく)

資本主義社会における「分配」

— No.1308号、原：滝野論文を読んで —

マルクスがクーゲルマンに宛てた1868年7月11日付けの手紙は、レーニンが最重要視し、そして向坂先生も指摘しているように、『資本論』の「経済学」を理解するには必読の文献ですが、その一節に「一年といわず二、三週間でさえ労働を止めたら、どんな国民でも死んでしまうということは、子供でもみんな知っています。」というのがあります。今日では何か一つの生産物(消費手段も生産手段も)であっても、世界規模での分業、協働による生産関係(資本主義的生産様式では、その社会的生産の無政府性が貫徹するのですが。)の中にあるのですから、コロナ問題の世界的拡散は、大変な事態が予測されます。

『通信』の原論文、滝野論文を読み、『ゴーター綱領批判』での次の一節を思い浮かべます。

「これまで述べてきたことは別にしても、いわゆる分配について大騒ぎをしてそれに主たる力点をおくことは、なんといっても誤りであった。

どんなばあいにも、消費諸手段の分配は生産諸条件の分配そのものの結果にすぎないのであって、生産様式そのもののひとつの特徴をなすのは生産諸条件の分配のほう

である。たとえば資本主義的生産様式の基礎は、物象的な生産諸条件が資本所有と土地所有という形態で働かざる者たちに分配されている一方、大衆は人格的な生産条件つまり労働力の所有者でしかない、ということにある。生産の諸要素がこのように分配されているからこそ、消費手段の今日のような分配方式がおのずから生まれているのである。物象的な生産諸条件が労働者たちの協同組合的所有であるならば、同様に、今日のそれとはちがった消費手段の分配方式が生まれるであろう。俗流社会主義は（そしてさらに民主主義者の一部も彼らにならって）、ブルジョア経済学者たちの手口をうけついでいる。この経済学者たちは、分配を生産様式から独立したものとして考察し、またとり扱い、したがって社会主義の中軸をなす問題は分配であるというふうに説明するのだ。真の関係はとつくの昔に明らかになっているのに、なぜもういちど逆もどりをするのか？」（『コーダ綱領批判』岩波文庫39〜40頁）

また、エンゲルスは次のように述べます。

「資本主義的生産方法はそのままにして、これとちがった生産物の分配方法は何かないものかなどというのは、電極を電池に結びつけておいて、それが水を分解し、陽極には酸素が、陰極には水素が集まるのをやめさせる方法がないかという類である。」（『空想より科学へ』岩波文庫76頁）と。

資本制社会（資本主義社会）、すなわち資本主義的生産様式が支配的である社会とは、一体全体どういう社会なのか、それを「歴史的・論理的」に、常に勉強すべきです。これは、社会に矛盾を感じる人のすべきことだと、確信しています。間違いをなるべく少なくするためにです。

3月2日は、小島恒久先生の一周忌でした。『経済学入門』は広く読まれているのですが、深く理解するには、合わせて古典の勉強が欠かせないと思っています。そして『経済学入門』が正しく理解されていないと、そのように思っています。では、くれぐれもお身体を大切に、そして原さんよろしくお伝えください。

（2020年3月6日 中澤秀行）

◇資料1 新社会党第25回定期全国大会

「第4号議案人間らしく働き、生活できる社会の実現―当面の重点政策(案)」
「第5号議案『私たちの中期的な政策』補強(案)」に対する 新潟県本部の意見書

結論

1、新社会党の統一と団結、運動の前進のために、「第4号議案 人間らしく働き、生活できる社会の実現―当面の重点政策(案)」は、社会保障の3つの基準のうち「第三に、一人ひとりには給付を受ける権利において平等であること」を外し、具体的政策を「自体議員選挙の政策」と調整・見直しを図って、あらためて提起すること。

2、「第5号議案『私たちの中期的な政策』補強(案)」は第25回定期全国大会議案から外し、議論を凍結すること。

理由

1、「第5号議案『私たちの中期的な政策』補強(案)」は、新社会党が中心となる「憲法を生かす連合政権」での中長期的な政策で統一戦線政権の政策である。現在「憲法を生かす連合政権」実現の見通しはきわめて難しい。慌てて中期政策を補強しなければならぬ必要性がないし、社会の発展具合や勤労国民の社会運動の前進具合で、その時の政策も変わってくる。変化が予測される中で、今から中期政策補強を固定化することは間違っている。

必要な時期が来るまで議論を凍結すること。

2、一方、第4号議案「人間らしく働き、生活できる社会の実現―当面の重点政策(案)」は、今から具体的に闘っていく課題・政策である。この課題、政策にそって一人ひとりの党員や自治体議員は直ちに運動に具体化していかなければならない。

3、社会保障政策の3つの基準として、「第一に、生涯を通じて人間らしく生き続けることができること」、「第二に、一人ひとり(個人)を単位とした制度に改めること」、「第三に、一人ひとりには給付を受ける権利において平等であること」としている。第一と第二については、ほぼ党内合意が得られているが、第三の「一人ひとりには給付を受ける権利において平等であること」(普遍主義)は、新社会党として初めての提起であり、本部の4号議案と意見書の最大の相違である。

「給付を受ける権利の平等」(普遍主義)の落ち着くところは、BIでないか。

4、地方自治体の助成・補助制度は、ほとんど所得制限があり(低所得者まで所得制限の線引きがされているが)、今まで党所属の地方議員が「所得制限があること(所得制限の引き上げの提起はしても)」に反対してきたことも、「普遍主義」を提起したこともなかった。

現状の社会福祉・社会保障制度ではほとんど所得制限があるが、低所得者はその下でもすでに無償化が実現されている。所得制限を取り払っても恩恵を全く受けない。

一方、高所得者は対象になり、恩恵(彼らにとって恩恵といえるか)を受けることになる。到底勤労国民はこの不平等制をよしとしないだろう。新社会党が政策化すれば、本来の支持者や勤労国民が離反する。

5、憲法11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」、14条1「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」等々を足がかりに、「給付を受ける権利において平等である」(普遍主義)を持ち出した。これは大金持ちも勤労国民も等しく扱えという形式的平等ではなく、例えば「経済的理由によつて教育を受ける権利に差があつてはならない」というような、経済的理由で教育の差別があつてはならないということである。

6、4号議案は「当面の政策」であり、党員として直ちに実行する課題や政策に提起する努力をしなければならないが、可能であろうか。

また、「理念だから具体化は力関係、直ちに具体化することとは別だ」との意見もあるが、党員して、党所属議員として「理念とそれに向けて政策化・具体化していく

こと」が求められている。とりわけ党所属地方議員は今回の予算審議の2月議会で基本理念の「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である」（普遍主義）を制度化、問題提起できるであろうか。一般質問などで発言できない「当面の政策・基本理念」を「当面の重点政策」といえるだろうか。

7、この間のB Iや普遍主義導入の大きな柱であった生活保護費（恥辱感・捕捉率の低さ）・生活保障費は普遍主義のもとではどうなるのか。所得制限のない普遍主義の下での生活保障政策（生活保護費）とは、どのような具体的政策であろうか。

また、一人親世帯に対しても児童扶養手当など経済支援、非課税世帯への医療費補助、消費税増税に対する助成なども、所得制限がある。すべての国民に支給する（普遍主義）など、制度の趣旨と具体的政策の関係がどうなるのか、財源的にも不可能である。今から財源を富裕層への増税でカバーできる力関係が我々にあるのか、否である。

8、『解説』によれば「所得制限」がされることによつて、99%の労働者階級の中に恥辱感や連帯感の欠如が生まれ、担当自治体労働者が所得調査などで本来の仕事が十分できないという。我々は常に99%対1%の階級対立を問題にしてきた。我々の所得制限とは「99%と1%の間に所得制限」を設けることであり、新社会党が結党以来、追求してきた道ではないのか。そうすれば、99%の勤労国民の間に恥辱感も連帯感の欠如も生まれない。いわゆる「中間層」も所得制限がされず、統一した闘いができる。

最賃引き上げや給付型奨学金や現物諸給付拡充等を推進しながら、限りなく所得制限を勤労国民の間に持ち込まれないように改善していくことこそ、力を注ぐべきである。

9、この間確立されてきたであろう考え方を変えて、「一人ひとりには給付を受ける権利において平等であること」（普遍主義）の基本理念や「普遍主義とB Iとはどこが違うのか」など、「本部の路線が揺らいでいる」との疑問を持たざるを得ない。

当面主張していくことも、政策化していくことも、きわめて難しいし「一人ひとりには給付を受ける権利において平等」（普遍主義）を「当面の重点政策」の「基準」とする真意がどこにあるのかと疑問を持たざるを得ない。

10、意見書も当面の具体的政策の必要性とそれに基づいて具体的闘いを勤労国民とともに強化していくことに意見の相違がない。

本部は4号・5号議案に疑念を持っている県本部との不信感・亀裂、党員間の亀裂を修復し、今年中に予測されている総選挙で立憲野党が統一して勝利し、安倍晋三首相を退陣に追い込み憲法改悪を阻止すること、立憲野党の連合政権の足かがりをつくること、党組織と運動の前進に全力を注ぐべきである。それには基本理念の「第三」を外し、新たに具体的な全体的政策を全党で作り上げることである。 以上

2020年3月4日

新社会党中央本部執行委員長 岡崎 宏美 様

新社会党新潟県本部

執行委員長 小林 義昭

◇資料2 原 野人の意見書

岡崎宏美委員長ほか中執の皆さんへ

毎日の御活動に心から敬意を表します。

さて、党本部からベージンクインカムの提案がなされて以来、全国の党員は混乱と当惑を深めてきました。B Iが「研究課題」とされた以降も、これを中味から示すと思われる「普遍主義」や「給付は一人ひとりに平等に」の規定と説明に、困惑が消えるどころか、かえって大きくなっています。

例えば『生活保護法』の第1条では「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、」と規定していますが、大金持ちも大資本家も含めるべきという党本部の「普遍主義」によると、この法律は憲法25条に明白に違反することになります。

党本部は『生活保護法』の違憲訴訟を起こすつもりですか？

この間、党本部は社会主義協会の機関誌『科学的社会主義』に依存しすぎてか、協会からの提案の形をとるかの如く、次々と党に混乱がもちこまれていたことは残念でなりません。

その同誌2月号では、社会主義者ではない弁護士宇都宮さんの北欧社民主義の福祉に関する解説が載り、同誌3月号では、これを党の四役の一員と思われる方がペンネームで紹介しながら新社会党の「普遍主義」の救済に利用しようとしています。（社会主義協会がいかに非科学的に随しているかは、『社会通信』3月15日号を参照下さい。）

我々も北欧社民主義の福祉政策を正當に評価するにやぶさかではありません。資本主義の社会保障水準や労働条件は階級的な力関係で決まるという意味で、「先進的」な国（だがB Iはどこにも実在しない）に学ぼうというのであれば、だれも異存はないのですが、上記のように宇都宮さんを我田引水して、北欧社民主義を社会体制として賞賛し、目標にするのであれば、明らかに路線問題です。『21世紀宣言』が目指す「民主的な新しい社会主義」とは明白に違うからです。

このような綱領の内容改変に関わる「普遍主義」等の問題を、単純多数決議案で決めるのは明白な規約違反であり、悔いを千載に残す自殺行為です。

4月の中間年党大会で、強引に採決するのは断じて許されぬことです。これが強行されれば、多くの党員が党で頑張る意欲を失うことは明らかです。

中執の皆さんの英断を求めずにはおれません。

2020年3月5日

元理論担当中執 原 野人

◇読者からのおたより◇

「プロセス重視」 今回の思い出の郵便ポストNo.165は、新潟県小千谷市「川井郵便局」前の丸型郵便ポスト、昨年10月撮影しました。昨今、国会の腐敗にとどまらず、国家の腐敗、墮落が進んでいます。最初に結論あり、プロセスは結論にあわせて。私ら今まで「プロセス重視」と学んできましたのに。国民を愚弄する政治家にはレッドカードを。即退場！

（長野県飯綱・山浦隆芳）

『三池闘争』のテープ さっそく『三池闘争』のテープを送ってくださいありがとうございました。30年以上前から「まなぶ友の会大曲地区協」学習会と旗開きを続けてきております。今年は14日に行いました。私個人としては『社会通信』を毎回楽しみにしております。最近の「中期政策」の党内議論においても資料として提起したり参考にさせてもらっています。

さて、今季も温暖化のせいか今のところ積雪が少なく助かっております。でも、降る時にはまとめてドサツときますので安心はできません。昨年のような台風や大雨・洪水が今年もやってくるのではないかと心配ごとがたえません。「趣味の農業」は家庭菜園程度に縮小していますが、EMをつかって無農薬・無化学肥料にこだわって栽培を続けております。作業の楽な効率化を狙ってなるべく不耕起栽培に近づけようとやっておりますが土を育て（醗酵させ）ないとうまく行かないようなので時間がかかりそうです。今年こそは？美味くできたと思いたいのですが。つまらない近況報告にてビデオテープのお礼に代えさせていただきます。

（秋田県大仙市・須藤伸）

本が呼吸を始め、息を吹き返した お蔭様で「朝鮮銀行史」が先方様に届き、奥様が即、委員長のお床にお届けくださったとお知らせを頂きました。矢田部先生の御著書と共にお返事を頂いて恐縮しております。瀧野様ご夫妻のお取り計らいのお蔭様で、手元で約20年間忘れられていた書籍の復権が感じられ、早速のお取り計らいに感謝申し上げます。また奥様から矢田部先生の御著書のご惠送を頂き、恐縮しております。有難うございました。思いがけないいきさつで入手したまま、読み込むことも難しかった本でございます。人様のご厚意で戴いた分厚い本がやっと呼吸を始め、息を吹き返したような感じがして、瀧野様ご夫妻のお蔭と繰り返し有難く存じます。

何やら、桜吹雪に無粋な雲行きが心配でございます。瀧野様ご夫妻のご健勝をお祈り申し上げます。貴重な『社会通信』の御送信を有難うございます。

（千葉県柏市・柳田祥子）

介護保険改悪案が国会提出 3月6日、介護保険改悪案が第201回国会（2020年常会）に提出された。昨年来の検討課題、①要介護1と2の生活援助サービスを「介護保険給付」から外し、市区町村の裁量で行う「総合事業」に移行する、②介護サービス利用時の自己負担（原則1割）の2割・3割負担の対象者拡大、③介護の要（かなめ）専門職・ケアマネジャーによる介護サービスの利用計画「ケアプラン」作成費用への自己負担導入等々は、すべて「先送り」となり、反対運動をしてきた私たちをホッとさせましたが、3年後の改悪へ継続です。やっぱり「先送り」でなく中止を勝ちとらなければなりません。良く見ると、ショートステイや施設利用時の食事等「補足給付の非課税世帯への上乗せ徴収」や、「高額介護サービス費の負担上限額の引き上げ」等、利用者・家族に新たな負担や困難を強いる改悪等もあり、介護保険は益々お金持ちしか利用できない制度となり、また、市町村を給付費削減に駆り立て、競わせるしくみ「財政インセンティブ（成果を上げれば財政支援）」は、これまでの200億円から400億円へと増額され、いっそうゆがんだ制度となっています。

さらに今回の改悪案は「地域の住民どうしが暮らしを支え合う『地域共生社会』の実現を図るための法案」が提出され、子供も高齢者も障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン）に、国民を総動員するつもりです。

政府が言う「地域共生社会」は、社会保障等の公的サービスを縮小したところに、その代替として地域住民に、地域課題の解決責任を押し付け、公的責任を捨象し住民の自助・共助（助け合い）に変質させるのが狙いです。国や各自自治体が先行的に取組んでいる「地域共生社会」集会や「共生型サービス」研修会等々でその狙いを検証し、社会保障の公的責任を問い続けていきたいと思いです。

この間感じた詳細は、国会での法案審議に合わせ、後日報告したいと思えます。（宮本嘉峰）